

大野地区市有林の林産物売買に係る一般競争入札の実施
及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

垂水市有財産の売買契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）を実施することについて、この入札に参加する者に必要な資格及び入札に関する内容を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定めたので、同条第 2 項及び同令第 167 条の 6 第 1 項並びに垂水市契約規則（平成 7 年規則第 7 号）第 2 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 6 月 17 日

垂水市長 尾 脇 雅 弥

- 1 入札物件 末尾明細書のとおり
- 2 物件所在地 末尾明細書のとおり
- 3 入札日時 令和 6 年 7 月 26 日（金） 午後 2 時から
（受付：午後 1 時 30 分から午後 1 時 50 分）
- 4 入札場所 垂水市役所 本庁舎 3 階 第 1 会議室
- 5 入札参加申込み、資格審査等
 - (1) 入札参加申込書等の交付及び受付期間等
 - ア 申込書の交付期間
令和 6 年 6 月 17 日（月）から令和 6 年 6 月 28 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）
 - イ 物件の確認（現場案内）
参加を希望される方は令和 6 年 6 月 21 日（金）までに垂水市
教育委員会社会教育課社会教育係に、直接又は、F A X（0994-
32-1525）で申し込むこと。
 - ・ 日時 令和 6 年 6 月 25 日（水） 午前 10 時から

- ・ 集合場所 旧大野小中学校
(住所：垂水市田神字大羽重 3752)

ウ 申込書の受付期間

令和6年7月1日(月)～令和6年7月5日(金)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

エ 申込書の交付場所、受付場所

- ・ 交付

垂水市財政課契約・財産管理係(本庁舎2階)又は、垂水市ホームページからダウンロード可。

- ・ 受付

垂水市財政課契約・財産管理係(本庁舎2階)に持参又は、郵便により申込(必着)

オ 提出書類等

- ・ 入札参加申込書(様式第1号)
- ・ 物件確認書(様式第3号)
- ・ 法人：登記簿謄本又は登記事項証明書
個人：住民票(の写し)
- ・ 市町村が発行した直近の納税証明書(市県民税、固定資産税、国民健康保険税、法人市民税等に対する滞納のない証明)
- ・ 6(5)に記載の確認書類

(2) 資格審査

入札参加申込をされた方には、審査後「入札参加資格確認通知書(様式第2号)」により結果を通知します。

6 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島県内に事業所を有すること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 次のアからクまでのいずれにも該当しないもの。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合には役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者を

いう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号の暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

イ 暴力団対策法第2条第2号の暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 入札物件を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する場合など、公序良俗に反する用途に使用しようとする者

キ 入札物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しようとする者

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

(5) 素材生産業、木材製造業(木材チップ製造業を含む)又は木材卸売業を営んでいる者。

なお、上記業を営む者の確認は次の各号のいずれかによることとする。

ア 過去2年以内の素材生産業、木材製造業(木材チップ製造業者を含む。)又は木材卸売業における売買契約書又は請書の写し及びその契約に係る履行完了届の写し。

イ 素材生産業、木材製造業(木材チップ製造業を含む。)又は木材卸売業を営む者で構成される団体又は会社の場合は直近年度の決算書の写し

ウ 他都道府県において木材業者及び製材業者登録条例に基づく登録を受けている場合はその登録書の写し。

エ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業事業体改善計画の認定を受けた事業体(以下、認定事業体という。)の場合は知事による認定通知書の写し。ただし、営業内容において素材生産業、製材業及び木材流通業のいずれか一つを含む認定事業体に限る。

オ 鹿児島県林材協会連合会所属員証の写し。

カ その他これらに準じる書類の写し。

7 入札方法

- (1) 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (2) 郵便入札、電信入札は認めない。
- (3) 開札は、入札終了後直ちに行う。
- (4) 開札の結果、市の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、予定価格(最低売却価格)を超えた最高額と同額入札者が2人以上あったときは、くじによって落札者を決定する。くじは辞退することができないものとする。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当するものとする。落札しなかった者の入札保証金は、入札終了後、入札保証金返還請求書の提出を受けて、指定の口座に速やかに還付する。
- (3) 入札保証金の納付は、入札保証金納付書に現金又は入札保証金に代えて提供させることのできる市長が確実と認める担保として次の書類を添えて行うものとする。

ただし、保険会社との間において垂水市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した保険証券を提出する場合又は入札に参加しようとする者が過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と当該一般競争入札に付する事項と種類及び

規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)は入札保証金の納付を免除する。

ア 政府の保証のある債券

イ 契約担当者が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手

ウ 契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書きをした手形

エ 郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書(差出人が受取人を指定しないものに限る。)

9 入札の無効に関する事項

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札金額が予定価格に満たない入札

(3) 同一物件に対し2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む)による入札

(4) 入札者が同一物件について他の入札参加者の代理人として入札したとき

(5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(6) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(8) 民法第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(9) 入札保証金の納付が必要となる者で、納付がない場合又は納付金額が過少の場合の入札

(10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

10 契約の締結、売買代金の支払方法

(1) 落札者は、令和6年7月31日（水）までに契約書（記名押印したもの）及び契約に必要な書類（印鑑証明書及び収入印紙、課税事業者若しくは免税事業者である旨の届出書）を提出すること。

(2) 支払方法は、次のア又は、イのいずれかによる。

ア 売買契約時に売買代金を一括納付する方法

※ この場合、契約保証金は不要。

イ 売買契約締結と同時に契約保証金（契約金額の10%以上の金額）を納付し、残金を垂水市が指定する期日（契約の翌日から60日以内）までに納付する方法

※ 納付済みの契約保証金は売買代金に充当する。

※ 売買代金を垂水市が指定する期日までに支払わなかった場合には、契約は解除となり、契約保証金は垂水市に帰属する。

※ 売買代金の分割納入は不可。

11 入札者又は落札者がなかった場合について

入札者又は落札者がなかった場合については、後日再公告をして先着順により随時売却する。

12 その他

以上のほか森林法、その他法令及び垂水市森林整備計画、垂水市契約規則等に定めるところによる。

13 入札及び契約、売買に関する問合せ先

(1) 入札・契約に関すること

垂水市財政課 契約・財産管理係

（電話 0994-32-1111 内線 222 F A X 0994-32-6625）

(2) 売買に関すること

垂水市教育委員会社会教育課 社会教育係
(電話 0994-32-0224 F A X 0994-32-1525)

垂水市農林課 林務耕地係
(電話 0994-32-1111 内線 200、242 F A X 0994-32-6625)

入札物件の所在地及び明細

(1) 入札物件 入札物件明細書のとおり

(2) 所在地 垂水市田神字大羽重 3562-1
 垂水市田神字大羽重 3605-1
 垂水市田神字大羽重 3763-1

(3) 入札物件明細書

物件番号	区分	樹種	面積	本数	材積	搬出期限	最低売却価格	備考
1	立木	スギ	4.97ha	5,588本	4,924.93 m ³	契約物件引き渡し後24か月以内	10,860,000円 (消費税抜き)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 32-ア-10ア~エ ・ 32-ア-23ア~ケ, シ~セ, タ, チ
		ヒノキ	0.42ha	403本	199.48 m ³			
		計	5.39ha	5,991本	5,124.41 m ³			

※ 本数及び材積については、林内の一部を調査して全体の数量を算出する「標準地調査法」で実施しています。